

平成29年箕輪町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定により実施し、同条第9項の規定により提出した平成27年度以前の定期監査結果報告に対し、講じた措置について同条第12項の規程により、別紙のとおりこれを公表する。

平成29年3月31日

箕輪町監査委員 松本豊實

箕輪町監査委員 下原甲子人

平成27年度以前定期監査で改善を求められた事項の処理状況について

**施設監査**

( ) 書き：前回監査年度

1 上古田住宅団地 (25) 建設課

○ 町営住宅について、下水道施設や耐震性の無い建物もある。上古田住宅は、耐用年数が過ぎており屋根の塗料等傷んでいる等、今後維持費が増加することが予想される。早急に改修を含め全体的な計画を立てることが重要である。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

今年度11月に4棟中3棟について耐震診断を実施する。結果を見て耐震改修を実施していく。下水道接続について今後検討。

2 南小河内第1・2水防倉庫 (25) 総務課

○ 水防倉庫に置いてある資器材について、町の水防計画に基づき設置されている。蛇籠、太い木杭などが置かれているが、水防団（消防団）や担当の役場職員で設置できる物ではないと思われる。現状にあった資器材を置くよう水防計画の見直しを含め検討されたい。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

蛇籠、太い木杭については撤去した。水防計画の資器材について、現状に併せて修正済み。

3 みのお天竜公園公衆トイレ (24) 建設課

○ 公園東側桜包み付近にあるコンクリート製プレートは何か。案内板であれば修繕が必要である。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

公園の案内板のため劣化アクリル板のみ撤去修繕済み。

4 北小学校 (27)

○ 体育館の天井に雨漏りの跡があります。比較的新しい建物なので早急に調査修繕をしてください。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

H28年度8月修繕実施済み

○ 校庭東にある遊具のうち雲梯については、基礎部分が腐食しており危険なため早急に措置をしてください。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

H28年度7月更新済み

5 役場庁舎 (27)

○ 庁舎内の書類、物品の整理整頓については、整理、整頓により不要なもの、処分をするも

の等に分類することにより、見た目だけでなく仕事の効率性や限られた空間の有効利用ができるものであり、現在はそれができていません。役場庁舎内には、膨大な書類や物品があり、事業終了、年度末、担当者の異動時等その都度整理してこなかったため、溜まって放置されている状態となっています。役場の体質となっており好ましくない状態です。また、有事の際の「非常持ち出し」について、多くの課で表示が見当たらないので、該当があれば表示をしてください。なお、今回監査で目についたか所については以下のとおりです。

ア 1階西側の奥のスペースについては、整理がされておらず書類、物品が山積みとなっており、その奥にある書庫や印刷室も同様です。

イ 1階北東書庫については、歩くスペースもないほど物品等でいっぱいでした。

ウ 2階の休養室に続く渡り廊下を含む普段町民が立ち入らない場所について、書類、物品が山積みとなり、整理整頓ができていません。

- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
整理整頓を指示し、改善した。

#### 6 町民体育館・武道館 (25) 文化スポーツ課

○ 雨水等により武道館外壁の塗装の一部が剥がれている箇所がある。また、外周の構造物(階段等)についても老朽化のため破損が何箇所かみられた。危険箇所を中心に継続的に修繕が必要である。

- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
修繕は完了済み。今後も危険箇所は計画的に修繕していく。

#### 7 中部小学校 (27)

○ 職員玄関の軒裏の塗料がはがれ一部落下しています。児童が多く通るところであり、剥離している部分を早急に撤去してください

- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
修繕済

○ 校庭西にある木製階段については急勾配で一部破損している箇所もあり危険です。学校のグラウンドは避難地として指定されているため、この階段を使用することが予想され、高齢者等がこの階段を使うことは危険です。通常は使わないようですが、何らかの措置は必要と考えます。(町民からの声あり)

- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
壊れた部分は、庁務のできる範囲で修繕済み

#### 8 南小学校 (27)

○ 体育館の床の傷みについては以前の監査でも指摘していますが、老朽化だけでなく床の構造や材質自体に問題があり大きな予算がかかるため、庁務による補修で対応しているようです。児童だけでなく地元の社会体育でも使用しており、衣服が引っ掛かる例もあり危険なため、本格的改修までの間何らかの措置が必要です。

- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
H28年度改修済み

#### 9 北島水源 水道課 (27)

- 施設を囲むフェンスについて所々網が破損し大きな穴の開いている箇所もあります。飲料水の水源であるので、できる限り早い時期に補修をしてください。なお、施設の周りが宅地化されてきており、長期的には容易に侵入ができないようにすることを検討してください。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
フェンスの一部張り替え補修済み

10 番場原運動公園 文化スポーツ課 (27)

- 第1グラウンドのトイレの天井については塗料がはがれています。見た目も非常に悪く、放置するとますます傷んでくるため早めに補修をしてください。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
補修済み

11 北小学校 (28)

- 前回指摘した体育館の雨漏りは修繕されましたが、新たにステージの上から雨漏りがしています。現在、足場にベニヤ板を敷きバケツを置いて対応していますが早急に原因調査を行い修繕してください。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
平成28年度修繕済み

12 社会福祉総合センター 福祉課 (28)

- 現在、建物の老朽化により2階部分を利用していませんが、1階を多くの方々が利用しています。2階で雨漏りも確認されているうえ、利用者からも安全面が心配であるとの声もあり、耐震等を含め補修をしてください。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
給湯器の取替（予備費対応） 11月実施  
1階雨漏りのためサッシ回り等のコーティング、及び2階煙突の撤去 1月実施  
屋根笠木修繕 1月実施  
防犯灯修繕 1月実施  
風除室照明三路スイッチ修繕 1月

## 各課の監査

### 1 企画振興課 契約事務について (27)

契約事務については、特に公平性、透明性を保つため財務規則等に基づいた事務処理を毎回お願いしているところです。以前より改善されていますが、例月出納検査で伝票を検査した際、何件か不適切な処理を目にします。特別な理由がない場合は数社から見積もりをとるなど現在の処理が慣例とならないよう注意してください。

土地賃貸借契約などの契約については、自動的に契約更新がされる契約であっても、継続の際必ず確認をしてください。

#### ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

契約事務については、引き続き研修会の際に注意し徹底していく。

土地賃貸借契約などについては、更新時に合議により確認するよう努めていく。

### 2 建設課 町営住宅について (27)

町営住宅については以前の監査でも指摘してありますが、特に沢団地、上古田団地について老朽化が目立ちます。両団地とも下水道施設がなく環境面や景観にも影響が出ています。財政面からもすぐに改修ができないと考えますが、現在居住している住民の方もおり、今後どうしていくかの方向だけでも町民に示すことが必要です。

#### ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

沢団地：平屋 6 棟は現入居者が退去後、解体予定である。2 階 4 棟については建替え・改修等は未定。上古田団地：28、29 年度に耐震診断を実施し、31 年度以降に耐震改修を実施したい。

### 3 水道課 雨水排水事業 (27)

雨水排水事業については、決算審査で事業全体の見直しを提案しました。この事業は下水道事業として現在まで進めており、公営企業会計として処理していますが、受益者負担金や使用料の徴収をしておらず、企業会計として適当であるか問題です。下水道会計を分かりやすくするためにも汚水処理事業と分けて考えるべきであり、一般の建設事業として一般会計へ入れるべきと考えます。また、この事業を水路の新設改良事業と考えると担当も建設課とすべきと考えますので検討してください。

#### ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

全体計画見直しを平成 29～30 年度で実施を予定しており、今後は一般会計の事業として建設課で実施する方向で検討している。

### 4 産業振興課 頑張る元気な商店応援補助金について (27)

この補助金については金額も高く、多くの商業者が注目をしている補助金です。新築、リニューアル簿、特別な場合を除き 2 年間の営業継続が義務付けられており、この間の営業状況や効果を確認することも必要です。また、その際も商工会の意見を聞くなど事業自体の効果の確認も必要であると考えます。

#### ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

平成 27 年度申請者に対して、リニューアル以降の店舗の状況や制度に関する意見を求めるアンケートを実施。また、魅力ある商店にするためのアイデアや、創業後の支援についての相談ごとを商工会と情報共有し、引き続き創業しやすい体制づくりを進めていく。

## 5 健康推進課 国民健康保険特別会計施設勘定 (27)

東部診療所は本年度をもって休診となります。この診療所は設備も整っており十分使用できる施設です。しかし、町の中に個人の医院も増えてきていることもあり、その必要性や施設の後利用について今後検討してください。

### ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

診療所を直営することは考えていない。施設を貸出す方法で医師の募集（ドクターバンク登録）をしていくとともに、医療機関以外でも有効に活用できることがあるか両面で検討していく。

## 6 子ども未来課 沢保育園 (27)

第5次振興計画において人口減少対策は重要な位置を占めています。現在の保育園は一部の保育園を除き未満児保育を実施する構造となっておらず、未満児保育については、設備が整っている保育園に集まり、また、ほぼ一杯の状態です。人口を少しでも減らさないために、また、これからますます増加する未満児保育の要望に応えるためにも、快適な保育環境を作ることが必要です。財政的問題はありますが、沢保育園だけでなく、木下地区の保育園整備は急務と考えます。

### ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

未満児保育は全ての保育園で実施している。木下南保育園のみ長時間保育を実施していないが、29年度から木下南保育園も長時間保育を実施するよう現在調整している。

未満児保育の需要は年々増加し、松島・沢・三日町保育園により園児が集中して一杯の状況である。

木下保育園整備は、地元区、庁内、関係機関と協議調整を進めており、引き続き早期建設を目指していく。